

COVID-19 (新型コロナウイルス) に関する 地区及びクラブ運営ガイドライン

2020年12月14日

国際ロータリー第2780地区

2020-21年度 ガバナー 久保田 英男

同 地区危機管理委員長 笠原 又一

はじめに

本ガイドラインは、国際ロータリー第2780地区内各ロータリークラブに向けて、COVID-19(新型コロナウイルス)感染流行下における地区及びクラブの事業(例会・委員会・奉仕活動・親睦行事等)を実施の可否を判断する際の参考として提案するものです。

したがって、本ガイドラインには拘束力や義務はありません。また、行事等の実施最終判断は、地区が主管する行事の場合、地区ガバナー又は委嘱を受けた委員長、各ロータリークラブの場合は各クラブの責任となります。

それをご理解の上、本ガイドラインを参考に、全ての会員の安全と健康を保持し、クラブを守るよう努めて頂きたいと思えます。

当ガイドラインに関するご質問、ご相談は、地区危機管理委員会又はガバナー補佐へお願い致します。

厚生労働省等のホームページを参考に感染予防に努めるようお願い申し上げます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622211.pdf>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

ガイドライン内容

1. 感染予防対策推奨事項
2. 集会及び事業実施の可否判定基準及び連絡方法
3. 会員に感染者(陽性反応)が出た場合の対応
4. 資料

1.感染予防対策推奨事項

【例会場など】(推奨)

入場前

- 健康申告 ※
- 検温(37.5 度以上)
- 手指の消毒
- マスクの着用確認

※ 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、
関節筋肉痛、下痢・嘔吐などの有無の確認

会場内において

- 3密回避の施策
- 換気
- 会話による飛沫防止策
- 会食への配慮(大皿から取り分けるような料理を避けるなど)
- 水分補給の注意喚起
- 出席者名簿の整備(可能であれば着席記録等)
- その他

感染リスクが高まる「5つの場面」


場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数層などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、同じ飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間での食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。




場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、自カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。




場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の流れや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



2.集会及び事業実施の可否判定基準及び連絡方法

原則として、以下の指示(命令)順に判定します。

指示の優先順

1. 国(国際機関等も含む)
2. 都道府県(近隣、特に隣接都県の基準も含む)
3. 市町村(近隣、隣近接自治体の基準も含む)
4. 国際ロータリー又は地区ガバナー
5. クラブ理事会

《例》

- ・国の緊急事態宣言が発令された場合は、全ての事業は中止とする
- ・神奈川県知事が「県内の50人以上の集会の自粛要請」を出した場合
50人以上のクラブは、例会を含め全ての集会に関して自粛要請に従う
50人以下のクラブの場合、50人以上にならない集会の判断は各クラブが行う

クラブ

クラブ例会・行事を中止する場合の手順の例

対面、オンラインなどの方法で理事会を開催し、決議を可及的速やかに全会員に通知することが望ましい。(理事会の開催にあたり理事メンバーの安全にも配慮のこと)

ロータリークラブ標準定款

第7条 会合

第1節 - 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合

理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。

=以下略=

※ 例会の開催取消に関し COVID-19 では、標準定款第7条第1節(d)-3が適応されます。

地区(ガバナー補佐)への報告

【クラブが開催取消を決めた場合】

- ・クラブ理事会での決定内容
- ・決定がなされた理事会の日時
- ・理事会の出席者(役職)
- ・中止又は休止される行事・事業
- ・期間
- ・会員への告知の状況
- ・他クラブへの通知の状況
- ・その他

以上を電子メールでガバナー事務所とガバナー補佐へ 1 週間以内に報告

【クラブが開催方法を変更する場合】

(対面例会をオンラインに変更する、日時を変更するなどのケース)

- ・クラブ理事会での決定内容
- ・決定がなされた理事会の日時
- ・理事会の出席者(役職)
- ・変更内容の概略
- ・期間(日程が延期される場合)
- ・会員への告知の状況
- ・他クラブへの通知の状況
- ・ゲスト・ビジター受入の可否
- ・その他

以上を電子メールでガバナー事務所とガバナー補佐へ 1 週間以内に報告

グループレベル会合

- ・ガバナー補佐(複数ガバナー補佐が委嘱されている場合はその全員)は、地区ガバナーと協議し中止又は変更を決定する
- ・決定内容は、ガバナー補佐より速やかに各クラブ会長へ通知され、クラブ会長はクラブ会員に周知する
- ・ガバナー補佐は、ガバナー事務所に連絡の上、中止又は変更の通知先・方法などを指示できる
- ・地区ガバナーは、他グループガバナー補佐へ本協議内容及び決定を報告する

地区委員会 (セミナー等の事業も含む)

担当地区委員会委員長と地区ガバナーと協議し中止又は変更を決定する。

【委員会開催取消を決めた場合】

可及的速やかにガバナー事務所と地区幹事(及び担当副幹事)に報告する。

ガバナー事務所は、報告を受けた後、電子メール又は FAX 等で関係者へ連絡をする必要に応じ、ホームページ等に掲載する

【開催方法を変更する場合】

担当委員長は、変更内容を速やかにガバナー事務所と地区幹事(及び担当副幹事)へ報告

変更内容を正確にガバナー事務所へ通知

ガバナー事務所はその通知内容を、電子メール又は FAX 等で関係者へ連絡をする必要に応じ、ホームページ等に掲載する

上記に関する相談・質問・問い合わせは、ガバナー補佐を通じ危機管理委員会へお願い致します。

なお、国際ロータリー及び国際ロータリー第 2780 地区及び関係者は、クラブ又は多クラブ間事業における中止等により発生するキャンセル料や損害等に関して、一切の責務を負いません。

3.会員に感染者(陽性反応)が出た場合

感染が疑われる場合は、直ちに保健所ないし指定の医療機関に行き検査を行って下さい。もし不幸にして感染(陽性反応)であった場合、患者に対し保健所ないし医療機関より適切な指導が施され、その指示に従って治療等に移行します。全ては専門家の指導の下、となります。

会員が感染した場合、クラブへの通知は不要です。ただし、保健所等から「ロータリークラブにも(特定の委員会やロータリアン等も含め)通知した方がいい」と言われた場合は、その指示に従って下さい。会員の家族や近い人が感染者となった場合でも、特に関係機関から指示がなければ**クラブに通知や状況を開示する必要はありません**。

そして、会員に感染者が出たとしても、それを理由に**クラブを休会する必要はありません**。

また感染の情報を知った場合も、**不用意に人に話しせず静観**して下さい。どのような状況であっても**プライバシーを保護**するのは義務です。冷静に行動しましょう。

どのような時も感染予防対策とエチケット・プライバシーを守り安全に配慮する必要があることを忘れないで下さい。誇りあるロータリアンとして感染予防でも地域をリードする立場を保ち続けて下さい。

感染症対策については本書にも記載していますが、詳しくは厚生労働省などが開設しているホームページをご覧ください。

COVID-19によるパンデミックという危機に際し、感染拡大防止に努めるだけでなく、様々な形でこの災禍に悩まれる人々の気持ちを最優先に考え、特に今、COVID-19に苦しむ感染者、感染者のご家族・関係者、医療従事者や施設事業者への誹謗中傷、差別的言動を断固として許さず、流言飛語・風評などに惑わされることなく、社会的不安を抑制し、全ての人の人権と社会的弱者を守り、安心して暮らせる町作りに、私たちロータリアン・ローターアクター、ロータリーファミリーが、率先して努力する時だと思っています。まずは一人一人が強い意志を持って、この難局を乗り越えましょう。

**感染症に苦しむ全ての皆さんに安堵の日が一日も早く戻ることを祈り
そして、この危機に最前線で守って下さる方々に感謝をこめて**

2020年12月

ガバナー 久保田英男

このガイドラインの有効期限は、2021年6月30日とします。

4.資料

濃厚接触者の定義

濃厚接触者の定義とは

※国立感染症研究所感染症疫学センターから出されている定義（令和2年4月20日以降）

① 新型コロナウイルス感染症感染者と接触した日のはじまりを「発症した日の2日前」

② 濃厚接触と判断する目安

「1メートル以内かつ15分以上の接触」があった場合

濃厚接触とは濃厚接触かどうかを判断するうえで重要な要素は「距離の近さ」「時間の長さ」です。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度）で一定時間以上接触があった場合に、濃厚接触者と考えられます。

国立感染症研究所による定義「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内などを含む）があった者
- ・適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液などの汚染物質に直接触れた可能性が高いもの
- ・その他：手で触れること又は、対面で会話することが可能な距離（目安として1m）で必要な感染予防策なしで「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者

（参考）国立感染症研究所

事例として

「社内」でコロナ陽性者が出た場合

- ・働いているフロアが違って、陽性者本人とはまったく接触がない…濃厚接触にあたらない
- ・働いているフロアが同じで、デスクが隣。マスクを外して一緒に昼食を食べた…濃厚接触にあたる

「家族内」にコロナ陽性者が出た場合

- ・久しぶりに実家に寄って、母親とほんの数分会話。お互いにマスク有…濃厚接触にあたらない
- ・週末を実家で過ごした。リビングで一緒に会話をしたり食事をした…濃厚接触にあたる

「会食した友人達の中」でコロナ陽性者が出た場合

- ・友人8人と居酒屋で会食。マスクなしで2時間ほど食事・会話…濃厚接触にあたる（その場にいた全員）
- ・友人が発症したとされる日の10日前に一緒に食事をした…濃厚接触にあたらない

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを**着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意する**。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成